

宍粟市公衆無線LAN運用内容

庁舎や指定避難所などに設置した「宍粟市公衆無線LAN」の運用・接続方法を以下のとおりとします。

○運用方法について

公衆無線LAN用アクセスポイントの設定を「通常時」「災害時」に切り替えて運用します。

「通常時」…災害が発生していない状況

「災害時」…避難所を開設している状況

○設定内容について

「通常時」「災害時」における公衆無線LANの設定は次表のとおりとします。

使用モード	通常時	災害時
SSID※1	SHISO_Free_Wi-Fi	SHISO_BOSAI_Wi-Fi
パスワード	shiso-wifi	不要
認証方式	SMS認証※2	不要
利用可能時間帯	午前8時から 午後6時まで	制限なし
接続回数 (1端末が1日に接続できる回数)	4回	制限なし
接続時間 (1回の接続で使用できる時間)	60分	制限なし
認証保持期間 (認証を保持する期間)	7日間	制限なし

※1「SSID」…ネットワークの識別名

※2「SMS認証」…SMS（ショートメッセージサービス）を利用して認証する方式で、使用者が登録した電話番号に対してSMSで認証URLを送信し、使用者を特定する。